

○ 留萌市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正（案）新旧対照表

新			旧		
別表（第4条関係）			別表（第4条関係）		
区 分	団 体	委 員	区 分	団 体	委 員
計画を策定する市	留萌市	副市長及び留萌市長が指名する者	計画を策定する市	留萌市	副市長及び留萌市長が指名する者
道路管理者	留萌開発建設部	留萌開発建設部長が指名する者	道路管理者	留萌開発建設部	留萌開発建設部長が指名する者
公共交通事業者	沿岸バス株式会社	代表又は代表が指名する者	公共交通事業者	沿岸バス株式会社	代表又は代表が指名する者
	旭川地区ハイヤー協会留萌部会			旭川地区ハイヤー協会留萌部会	
	沿岸バス労働組合			交通労連 沿岸バス労働組合	
	北海道中央バス株式会社			北海道中央バス株式会社	
学校関係	留萌市小中学校校長会	代表又は代表が指名する者	学校関係	留萌市小中学校校長会	代表又は代表が指名する者
市民又は利用者の代表	留萌市老人クラブ連合会	代表又は代表が指名する者	市民又は利用者の代表	留萌市老人クラブ連合会	代表又は代表が指名する者
	留萌市社会福祉協議会			留萌市社会福祉協議会	
	留萌商工会議所			留萌商工会議所	
運輸局	北海道運輸局旭川運輸支局	旭川運輸支局長が指名する者	運輸局	北海道運輸局旭川運輸支局	旭川運輸支局長が指名する者
北海道	北海道留萌振興局	留萌振興局長が指名する者	北海道	北海道留萌振興局	留萌振興局長が指名する者

附 則

- 1 この規約は、令和6年8月19日から施行する。